

盛岡市公用車広告掲載取扱要領

令和8年2月5日

市長 決 裁

(趣旨)

第1 この要領は、公用車運行管理規程第2条第1項で定める公用車への広告掲載に関し、盛岡市広告掲載要綱（平成17年2月9日市長決裁）及び盛岡市広告掲載基準（平成17年2月9日市長決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載対象)

第2 次の各号に該当する公用車は、広告掲載の対象から除外する。

- (1) 道路交通法その他の法令に基づき、車体の塗色、表示又は灯火等が定められているもの
- (2) 消防、救急又は災害対応の業務の遂行に専ら使用されるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載により当該車両の本来の機能、公的中立性又は市の信用を損なうおそれがあるもの

(広告の仕様)

第3 広告の掲載位置は、車体の側面又は後部、もしくはその両方とする。

- 2 具体的な掲載位置、規格（ラッピング用フィルム、カッティングシート等の再剥離が可能な材質の特殊フィルム又はマグネットシートの貼付）及び数量等、広告の仕様は、車両ごとに別途定めるものとする。
- 3 前項に規定する特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中、車体から剥離しないものであって、かつ、広告の撤去に際して車体塗装の剥離等が生じない材質のものとする。
- 4 第2項に規定するマグネットシートの材質は、広告掲載期間中、車体から剥がれ落ちないものとする。

(広告の掲載基準)

第4 広告の内容及び表現は、盛岡市広告掲載基準第4及び第5の規定に準ずるものとし、広告内に「広告」である旨を明記するものとする。

- 2 広告の内容又はデザインが次の各号のいずれかに該当し、道路交通の安全を阻害するおそれがある広告の掲載は認めないものとする。
 - (1) 過度に鮮やかな模様等により、事故を誘発するおそれがあるもの
 - (2) 信号機、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - (3) 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用するもの
 - (4) 周囲の自動車等の運転者の注意を散漫にするおそれがあるもの
 - (5) 長文、4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - (6) 絵柄や文字が過密であるもの

3 前項の規定に加え、車両の用途等の特性に応じて掲載基準を設ける場合は、車両ごとに別途定めるものとする。

(広告掲載の申込方法)

第5 広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、公用車広告掲載申込書(様式第1号)を市に提出するものとする。また、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 会社概要等、業務内容等が確認できるもの(当該年度内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。)

(2) 盛岡市に納付すべき法人税(個人事業主にあつては、個人市民税)、固定資産税、都市計画税に係る直近2箇年分の納税証明書(市職員が納税情報を確認することに広告主が同意した場合は添付を省略できるものとする。)

(3) 消費税及び地方消費税に係る直近2過年分の納税証明書または未納額が無い旨の証明書(盛岡市に納付すべき税がない場合に限る。)

(4) 広告に表示する資格、許認可等を証明する書類(当該年度内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。)

(5) 盛岡市広告掲載要綱第11第1項1号の規定の適用を受けようとする広告主は、優先掲載取扱申立書(様式第2号)

(6) 広告原稿(イメージ、ラフ及びスケッチ等、審査に必要な資料)

(広告掲載の不承認)

第6 市は、広告の掲載を認めないときは、広告掲載不承認通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第7 市は、盛岡市広告掲載要綱第13第3項の規定により広告の掲載を取り消すときは、取消理由を付した書面により広告主に通知するものとする。

2 市は、広告の掲載を取り消した場合、広告主に対して一切の補償は行わない。また、市に納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第8 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により市に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合、市に納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。

(盛岡市広告掲載要綱第11第1項第2号に規定する市長が定める期間)

第9 盛岡市広告掲載要綱第11第1項第2号の市長が定める期間は、6月とする。

(広告審査会)

第10 盛岡市広告掲載要綱第9に基づき、公用車広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第11 審査会は、当該車両を所管する部等の長及び当該車両を所管する部等の長が命じた職員をもって構成する。

第12 審査会の審査事項は、次のとおりとする。

- （1）広告主に関すること。
- （2）掲載しようとする広告の表示内容及び表現に関すること。
- （3）その他広告の掲載に関し必要な事項

様式第 1 号

公用車広告掲載申込書

年 月 日

盛岡市長 様

(申込者)
住 所
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号 ()

公用車に広告を掲載したいので、関係書類を添えて申し込みます。なお、盛岡市広告掲載要綱、盛岡市広告掲載基準及び盛岡市公用車広告掲載取扱要領に抵触しないことを宣誓します。

記

1 申込内容

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	
掲載希望車両		
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	E-mail	

2 添付書類

(1) 会社概要等、業務内容等が確認できるもの
(2) 次に掲げる税の直近 2 箇年分の納税証明書
ア 盛岡市に納付すべき法人税（個人事業主にあつては個人市民税）、固定資産税、都市計画税
イ 消費税及び地方消費税（アの税の賦課がない場合に限る。）
(3) 広告に表示する資格、許認可等を証明する書類
(4) 広告原稿（イメージ、ラフ及びスケッチ等、審査に必要な資料）

※上記(2) アの納税証明書の提出を省略する場合

この広告掲載を決定するに当たり、上記(2) アの納税情報を、担当課の職員が確認することに同意します。

商号又は名称
代表者職氏名

様式第 2 号

優先掲載取扱申立書

年 月 日

盛岡市長 様

(申立者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号 ()

関係書類を添えて申し込んだ広告の掲載について、次により盛岡市広告掲載要綱第11第 1 項による優先の取扱いを受けたいので申し立てます。

記

(優先の取扱いを希望する理由等)

様式第 3 号

広告掲載不承認通知書

年 月 日

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 様

電話番号 ()

盛岡市長

年 月 日付けで提出された広告掲載申込書について審査した結果、掲載を承認しない
こととしたので通知します。

記

(不承認の理由)